

宮崎病院 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 運営規定の概要

～通所リハビリテーション事業所ご利用の方へ～

事業の目的

社会医療法人三教会宮崎病院が開設する宮崎病院指定通所リハビリテーションが行うリハビリテーション事業（以下「リハビリ事業」という）の適正な運営を行うために人員及び管理運営に関する事項を定め、リハビリセンターの職員が要支援・要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」又は「要支援者」という）に対し、適正な指定介護予防通所リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

運営の方針

通所リハビリセンターの職員は要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常動作の維持、回復を図ると共に、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかける効果的なリハビリテーションが徹底できるように支援する。リハビリ事業の実施に当たっては関係市町村、地域の保健医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

事業所の名称等

事業を行う名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 宮崎病院通所リハビリセンター
- (2) 所在地 諫早市久山町1561番地4

提供するサービス内容

- | | |
|---|--------------------------------|
| (1) 健康状態の把握 | (6) 訪問指導 |
| (2) 短期集中個別リハビリテーション
生活行為向上リハビリテーション
リハビリテーション | (7) 重度療養管理 |
| (3) 栄養改善 | (8) 生活指導 |
| (4) 口腔機能向上 | (9) 入浴（要介護者希望者のみ） |
| (5) 食事介助及び食事指導 | (10) その他（利用者の心身の状況、希望に応じたサービス） |

職員の職種、員数、及び職務内容

- | | | | |
|---------|-------|----|-------------------|
| (1) 管理者 | 理学療法士 | 1名 | （苦情処理担当と兼務・常勤専従） |
| (2) 医師等 | 医師 | 1名 | （常勤非専従） |
| | 理学療法士 | 3名 | （常勤専従のうち1名管理者と兼務） |
| | 作業療法士 | 1名 | （常勤専従） |
| | 言語聴覚士 | 1名 | （常勤非専従） |
| | 看護師 | 2名 | （常勤専従1名 非常勤専従1名） |
| | 介護福祉士 | 9名 | （常勤専従8名 非常勤専従1名） |
| | 介護補助者 | 2名 | （非常勤専従） |
| | 管理栄養士 | 1名 | （非常勤非専従） |
| | 事務員 | 1名 | （非常勤専従） |

職員は指定通所リハビリテーションにおいて、利用者の「心身機能」「活動」「参加」など生活機能の維持・向上を図るために、その目的を設定し、計画的に行う。

苦情処理体制

利用者からの苦情・相談に対する窓口を設置し、提供したサービス等に関する利用者の要望・苦情・相談等に対し迅速に対応します。

相談の受付 担当 杉谷 真也
TEL 0957-25-7000
受付時間 午前8時30分～午後5時00分

ただし、日曜日と国民の祝日に関する法律に規定する祝日と12月31日～1月3日までを除きます。

サービス提供時間

午前9時30分～午後 3時45分(6～7時間コース)
午前9時30分～午前11時45分(2～3時間コース)
午後1時15分～午後 3時45分(2～3時間コース)

衛生管理に関する事項

- (1) 通所リハビリテーション職員の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行う。
- (2) 事業所の設備及び備品などについて、衛生的な管理に努める。
- (3) 指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じる。
 - ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を行う。
 - ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備。
 - ・職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- (4) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努める。

虐待防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする

- (1) 組織内の体制(職員への研修方法や研修計画等)
 - ・虐待防止のための対策を検討する委員会を設置、又、その結果について職員へ周知を図る。
 - ・虐待防止のための指針の整備
 - ・虐待を防止するための職員に対する研修の実施。研修計画に基づき、年1回行うものとする。
 - ・利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備 相談窓口責任者:管理者 杉谷真也
 - ・その他虐待防止のために必要な措置
- (2) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法
事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村(市役所ならびに地域包括支援センター)や担当介護支援専門員に通報するものとする。

身体拘束に関する事項

- (1) 事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行わない。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行う。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行う。また、事業所として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行う。

(2) 身体拘束を行う範囲は次の通りとする。

- (1) 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限る。
- (2) 非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止する事ができない場合に限る。
- (3) 一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除する。

業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。
- (2) 職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

非常災害及び緊急時等における対応方法

- (1) 職員等は通所リハビリを実施中に非常災害等が発生した場合は、迅速に利用者の安全を確保します。又、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じ臨時応急の手当てを行うと共に、適切な処置を行うこととします。
- (2) 職員等は、前項についてしかるべき処置をした場合は速やかに管理者及び医師に報告します。

事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
ただし、事業所の責に帰すべからず事由による場合は、この限りではありません。

利用料等

- (1) 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用額は、厚生大臣がさだめるものとし、当該指定リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

介護予防通所リハビリテーション費

加算項目	単価(10割)	1割負担	2割負担	3割負担	
基本報酬(要支援1)	22,680円/月	2,268円/月	4,536円/月	6,804円/月	
基本報酬(要支援2)	42,280円/月	4,228円/月	8,456円/月	12,684円/月	
12月を超えて予防通所リハを行った場合の減算	(要支援1)	-1,200円/月	-120円/月	-240円/月	-360円/月
	(要支援2)	-2,400円/月	-240円/月	-480円/月	-720円/月
生活行為向上リハビリテーション実施加算 (利用開始日の属する月から6月以内)	5,620円/月	562円/月	1,124円/月	1,686円/月	
科学的介護推進体制加算	400円/月	40円/月	80円/月	120円/月	
サービス提供体制加算Ⅰ(要支援1)	880円/月	88円/月	176円/月	264円/月	
サービス提供体制加算Ⅰ(要支援2)	1,760円/月	176円/月	352円/月	528円/月	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	合計単位数に8.6%乗じた単位数				
退院時共同指導加算(退院時1回を限度)	6,000円/回	600円/回	1,200円/回	1,800円/回	

通所リハビリテーション費 2時間以上3時間未満コース/半日 通常規模型事業所

加算項目	単価(10割)	1割負担	2割負担	3割負担
基本報酬(要介護度1)	3,830円/日	383円/日	766円/日	1,149円/日
基本報酬(要介護度2)	4,390円/日	439円/日	878円/日	1,317円/日
基本報酬(要介護度3)	4,980円/日	498円/日	996円/日	1,494円/日
基本報酬(要介護度4)	5,550円/日	555円/日	1,110円/日	1,665円/日
基本報酬(要介護度5)	6,120円/日	612円/日	1,224円/日	1,836円/日
リハビリテーションマネジメント加算ロ				
①同意日の属する月から6月以内	①5,930円/月	593円/月	1,186円/月	1,779円/月
②同意日の属する月から6月超	②2,730円/月	273円/月	546円/月	819円/月
通所リハマネジメント加算4 (事業所の医師が利用者等に説明し 利用者の同意を得た場合)	2,700円/月	270円/月	540円/月	810円/月
生活行為向上リハビリテーション実施加算 (利用開始日の属する月から6月以内)	12,500円/月	1,250円/月	2,500円/月	3,750円/月
短期集中個別リハビリテーション実施加算	1,100円/日	110円/日	220円/日	330円/日
科学的介護推進体制加算	400円/月	40円/月	80円/月	120円/月
サービス提供体制強化加算 I	220円/日	22円/日	44円/日	66円/日
移行支援加算	120円/日	12円/日	24円/日	36円/日
介護職員処遇改善加算 I	合計単位数に8.6%乗じた単位数			
退院時共同指導加算(退院時1回を限度)	6,000円/回	600円/回	1,200円/回	1,800円/回
送迎減算	片道-470円	片道-47円	片道-94円	片道-141円

通所リハビリテーション費 6時間以上7時間未満コース/1日 通常規模型事業所

加算項目	単価(10割)	1割負担	2割負担	3割負担
基本報酬(要介護度1)	7,150円/日	715円/日	1,430円/日	2,145円/日
基本報酬(要介護度2)	8,500円/日	850円/日	1,700円/日	2,550円/日
基本報酬(要介護度3)	9,810円/日	981円/日	1,962円/日	2,943円/日
基本報酬(要介護度4)	11,370円/日	1,137円/日	2,274円/日	3,411円/日
基本報酬(要介護度5)	12,900円/日	1,290円/日	2,580円/日	3,870円/日
入浴介助加算 I	400円/日	40円/日	80円/日	120円/日
リハビリテーションマネジメント加算ロ				
①同意日の属する月から6月以内	①5,930円/月	593円/月	1,186円/月	1,779円/月
②同意日の属する月から6月超	②2,730円/月	273円/月	546円/月	819円/月
通所リハマネジメント加算4 (事業所の医師が利用者等に説明し 利用者の同意を得た場合)	2,700/月	270/月	540/月	810/月
生活行為向上リハビリテーション実施加算 (利用開始日の属する月から6月以内)	12,500円/月	1,250円/月	2,500円/月	3,750円/月
短期集中個別リハビリテーション実施加算	1,100円/日	110円/日	220円/日	330円/日
科学的介護推進体制加算	400円/月	40円/月	80円/月	120円/月
リハビリテーション提供体制加算4	240円/日	24円/日	48円/日	72円/日
サービス提供体制強化加算 I	220円/日	22円/日	44円/日	66円/日
移行支援加算	120円/日	12円/日	24円/日	36円/日
介護職員処遇改善加算 I	合計単位数に8.6%乗じた単位数			
退院時共同指導加算(退院時1回を限度)	6,000円/月	600円/月	1,200円/月	1,800円/月
送迎減算	片道-470円	片道-47円	片道-94円	片道-141円

- (2) 食材費として1食500円を徴収する。(6時間以上7時間未満コース/1日のみ)
- (3) 利用者が必要時に限り、リハビリパンツ代金としてMサイズ1枚180円、Lサイズ1枚200円を徴収する。

平成16年7月作成	平成30年4月改定
平成18年4月改定	平成31年4月改定
平成19年1月改定	令和 2年 4月改定
平成19年2月改定	令和 2年 5月改定
平成20年7月改定	令和 3年 4月改定
平成21年4月改定	令和 4年 4月改定
平成24年4月改定	令和 5年 4月改定
平成27年4月改定	令和 6年 4月改定
平成27年6月改定	令和 6年 6月改定
平成29年4月改定	